(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市保育園等園庭芝生化事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、 鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるものの ほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保護者会 保育園、知的障害児通園施設の入園児童の保護者により結成された任意組織で、会員の総意により現に親睦活動、行事の運営協力、奉仕活動などの活動を行っている団体をいう。
 - (2) 鳥取方式 特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取の技術監修により、面積や利用人数に応じて最適な芝生のグラウンドを施工し、必要最小限の維持管理作業を行うことによって低コストで芝生化を行う方式をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、保護者会が主体となって鳥取方式による保育園、知的障害児通園施設の園庭芝生化を実施するに当たり、その整備に要する経費について補助することにより、保育環境の向上を図り、もって利用児童の処遇の向上に資することを目的として交付する。

(補助対象団体)

第4条 本補助金の交付の対象となる保護者会(以下「対象団体」という。)は、初めて園庭を芝生化する保育園並びに知的障害児通園施設の保護者会であって、当該年度の予算及び事業計画において構成員の総意を持って取り組むことが見込まれる団体とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象団体が芝生化を 行う初年度に支出する芝生化事業に係る経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定に基づき、概算払により交付するものとする。
- 2 前項の概算払は、対象団体の事業が円滑に行われるよう当該年度の6月30日までに行うものとし、概算払の額は、本補助金の交付決定額に10分の10を乗じて得た額とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、運営報告書及び収支決算書を添付して本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉保健部健康・子育て推進局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。 附 即

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。